

大分県報

令和二年
号外（九七）
十二月一日

（火曜日）

目次

規則	一
大分県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の制定	一
大分県特定水産資源の採捕の停止に関する規則の制定	四
告示	四
大分県資源管理方針の策定	四
知事管理漁獲可能量の設定	八

規則

大分県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。
令和二年十二月一日

大分県規則第七十号
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則 （趣旨）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定に基づき、特定水産資源の漁獲量等の報告に關して必要な事項を定めるものとする。

（用語）
第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
（漁獲量等の報告の方法）

第三条 法第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に

係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては別記様式第一号の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては別記様式第二号の書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記様式第三号の書面により、それぞれ行うことができる。

3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合には、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は算入しない。

（代理人による報告）

第四条 法の規定に基づく報告をしようとする者が、代理人を用いて当該報告をする場合には、あらかじめ、別記様式第四号によるその権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

附則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
- （海洋生物資源の採捕の数量及び漁獲努力量等の報告に関する規則の廃止）
（海洋生物資源の採捕の数量及び漁獲努力量等の報告に関する規則（平成八年大分県規則第八十二号）は、廃止する。

3 前項の規定による廃止前の海洋生物資源の採捕の数量及び漁獲努力量等の報告に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第二十八条の規定により同法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

別記様式第1号 (第3条関係)

漁獲量等報告書 (漁獲割当管理区分) 及び個人情報取扱いに係る同意書

大分県知事 殿 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

1 漁獲量等の報告 漁業法 (昭和24年法律第267号) 第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号	
特定水産資源の名称	
漁獲割当管理区分の名称	
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位:)
陸揚げした日/漁獲量 (kg)	

2 個人情報の取扱いに係る同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、大分県の機関、大分県の設置した地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)) その他の関係機関 (これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。) へ提供することに同意します。

(記載要領)

- ① 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- ② 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする (漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。)
- ③ 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ (小型魚)」と「くろまぐろ (大型魚)」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。
- ④ 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- ⑤ 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす (移送用の仮いけすを含む。) に入れた日を記入することとする。

別記様式第2号 (第3条関係)

漁獲量等報告書 (非漁獲割当管理区分 (漁獲努力量管理区分を除く。)) 及び個人情報取扱いに係る同意書

大分県知事 殿 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

1 漁獲量等の報告 漁業法 (昭和24年法律第267号。以下「法」という。) 第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号	船舶の名称	漁船登録番号
管理区分の名称		
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)

2 個人情報の取扱いに係る同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、大分県の機関、大分県の設置した地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)) その他の関係機関 (これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。) へ提供することに同意します。

(記載要領)

- ① 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可 (法第57条第1項の許可をいう。) に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号 (承認番号を含む。) 又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- ② 「船舶の名称及び漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- ③ 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす (移送用の仮いけすを含む。) に入れた日を記入することとする。
- ④ 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ (小型魚)」と「くろまぐろ (大型魚)」とは異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて記入することとする。

別記様式第3号（第3条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）
及び個人情報取扱いの同意書

大分県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

年 月 日

1 漁獲努力量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号	船舶の名称 漁船登録番号	
管理区分の名称	漁獲努力量	漁獲量 (kg)
陸揚げした日		

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、大分県の機関、大分県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称及び漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「漁獲努力量」の欄について、特定水産資源を採捕するために行われる漁業の作業の量（当該特定水産資源ごとに大分県資源管理方針において示された、操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数）を記載する。

別記様式第4号（第4条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状
及び個人情報取扱いの同意書

大分県知事 殿

（委任者）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

年 月 日

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告について、（1）の者を代理人として定め、（2）に定める期間において、（3）に定める報告に係る事務を委任します。

（1）代理人

氏名
住所

（2）委任期間

〇〇年〇月〇〇日から〇〇年〇月〇〇日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年延長することといたします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び大分県知事に対してその旨を申し出ることといたします。

（3）委任事項（を入れる。）

- 法第26条第1項の規定に基づく大分県知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）
- 法第30条第1項の規定に基づく大分県知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、大分県の機関、大分県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することとできる。
- 1（3）の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項のみを記載し、委任しない事項を削ることとする。
- 1（3）の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第30条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。
 - 法第58条の規定により読み替えて適用する法第52条第1項の規定に基づく大分県知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）
 - 法第90条第1項の規定に基づく大分県知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）

大分県特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和二年十二月一日

大分県規則第七十一号
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第三十三条第二項の規定に基づき、特定水産資源（法第十一条第三号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の採捕の停止に必要事項を定めるものとする。

（特定水産資源の採捕の停止）

第二条 知事が法第三十三条第二項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度（法第十一条第三号に規定する管理年度をいう。）の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第六百八十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第一項の規定により、大分県資源管理方針を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき、公表する。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面漁業は、平成三十年の生産量で三万二千トン、生産額は百二十七億円にほり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、三千四百五十五人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第十条第一項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第二 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第三 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めるところとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものと

する。

第四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認められる場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第十一条第二項第二号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的

な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第六 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第五十八条において準用する法第五十二条第一項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第九十条第一項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、種苗放流等に当たっては、大分県漁業公社の種苗生産施設を有効利用し、栽培漁業を推進していくこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び大分県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第七 大分県資源管理方針の検討

法第十四条第八項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね五年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも五年ごとに見直しを行うものとする。

第八 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙一一一 まあじ」から「別紙一一四 くろまぐろ(大型魚)」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙一一一)

第一 特定水産資源

まあじ

第二 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 大分県まあじ中型・小型まき網漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

a 中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号。以下「許可省令」という。))第七十条第一号に規定する漁業をいう。以下同じ。)

b 小型まき網漁業(大分県漁業調整規則(令和二年大分県規則第六十六号)第四十条第一項第六号に規定する漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)
陸揚げした日からその属する月の翌月十日まで

② 知事が法第三十一条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで陸揚げした日から三日以内

2 大分県その他のまあじ漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業(大臣管理区分に属する漁業、中型まき網漁業及び小型まき網漁業を除く。以下「その他のまあじ漁業」という。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までとする。

第三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね九割を平成二十九年(二〇一七年)から令和元年(二〇一九年)までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分にあん分し、残りのおおむね一割を本県の留保枠とする。

第四 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:船舶の隻数)
その他のまあじ漁業	五、三三〇

(別紙一一二)

第一 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第二 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大分県まいわし漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

② の対象とする漁業が、まいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまいわし太平洋系群を採捕する漁業（大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「まいわし漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までとする。

第三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を大分県まいわし漁業区分に配分する。

第四 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数）
まいわし漁業	五、四七五

(別紙一―三)

第一 特定水産資源

特定水産資源の名称 くらまぐろ（小型魚）

特定水産資源の定義 くらまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。

第二 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大分県くらまぐろ（小型魚）漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（許可省令第一条第一項第一号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

大分県内に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がくらまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（大臣管理区分に属する漁業を除く）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月十日まで

② 知事が法第三十一条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から三日以内

第三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくらまぐろ（小型魚）はわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないうこととする。

第四 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第三十一条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の七割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙一―四)

第一 特定水産資源

特定水産資源の名称 くらまぐろ（大型魚）

特定水産資源の定義 くらまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。

第二 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大分県くらまぐろ（大型魚）漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大分県内に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(大臣管理区分に属する漁業を除く)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月十日まで

② 知事が法第三十一条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から三日以内

第三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろ(大型魚)はわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めなないこととする。

第四 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第三十一条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の七割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

大分県告示第六百八十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、まあじ及びまあいwash太平洋系群に関する令和三年管理年度(令和三年一月一日から令和三年十二月三十一日までの期間をいう。)における漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

まあじ及びまあいwash太平洋系群に関する令和三年管理年度(令和三年一月一日から令和三年十二月三十一日までの期間をいう。)における漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第一 まあじ

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まあじ中型・小型まき網漁業区分	二、〇〇〇トン
大分県その他のまあじ漁業区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 二千七百トン

第二 まあいwash太平洋系群

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県まあいwash漁業区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準